



近畿税理士界

第5回 理事会

令和4年分所得税確定申告期における 無料税務相談実施要領を承認

無料税務相談実施要領を承認

第4回理事会を10月24日、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対策を徹底の上、近畿税理士会館において開催した。

1. 会費免除申請者に対する免除承認の件

会費免除取扱規程2条1項1号および3号に基づき、会員4人からの令和4年度会費の免除申請について承認可決した。
2. 令和4年分所得税確定申告期における無料税務相談に関する実施要領承認の件

3. 令和4年分所得税確定申告期における電話相談に関する実施要領承認の件

大阪国税局からの業務調達が見込まれる令和4年度分所得税確定申告期の地区相談会場等および確定申告コールセンターにおける税理士業務委託について、本会が当該業務を受託した場合に備え、各実施要領を承認可決した。地区相談会場等については、大阪国税局に対し、昨年度と同様、会員の安全確保のための新型コロナウイルスの感染拡大防止策、これまでの運営方法等の実績も踏まえた上での実施に

向けた要望を行っている。

昨年度からの変更点として、相談会の効率的な運営および感染症の拡大防止の観点から、支部・税務署間で協議等があったときには、税理士事務所からウェブ会議システムを利用した「オンライン相談（堺・吹田署管内の各相談会場にて昨年度試行）を実施することとしている。なお、同施策の実施趣旨や運営、留意事項等を示した説明書を本紙の月号に同封するので、参照されたい。

また、確定申告コールセンターについては、令和5年1月27日から令和5年3月15日までの間、実施する予定である。本年度は、京都会場を「京都税理士会館」に変更し、大阪会場（近畿税理士会館）と神戸会場（神戸税理士会館）と合せて、昨年度に引き続き3会場に分けるとする。

これらの事業は、税務相談を通じて、税理士の社会公共的使命を達成し、納税者の利便に資することにより、社会貢献を行うことで、税理士制度に対する一層の理解を深め、もって税務の専門家としての有用性を周知することを趣旨として実施するものである。

3. 令和4年度の協議派遣事業における電子申告（代理送信）の実施承認の件
納税者の電子申告普及推進に資する観点から、令和4年分所得税確定申告期における

税務支援の協議派遣事業において、電子申告データの作成および代理送信を実施することを承認可決した。

当該業務を実施する場合、次年度以降は、納税者自らが電子申告を行うことができるように特に留意して指導することとなる。

【報告事項】

○令和4年分「確定申告コールセンター」における税理士用の会場借上げへの対応について
大阪国税局から令和4年分「確定申告コールセンター」における税理士用の会場借上げの公募による調達が公示されたことを受け、外部委託事業に関する検討連絡会議を経て、本会が「近畿税理士会館3階会議室」を使用会場として申込みを行った結果、同局と随意契約を締結することとなった。

○被災状況の報告訓練の実施について
危機管理体制の充実を図るため、「防災の日」に際して、災害対策本部における会員等の被災状況等の集約など、会員向けメール配信を活用した被災状況の報告訓練を実施した。

なお、このメール配信では、税務や研修に関する最新情報を受け取れるため、ぜひメールアドレスを登録されたい（登録方法等の詳細は下記参照）。

○中間監査の実施について

総務部からのお知らせ

10月27日現在のメールアドレス登録率は68%で、より一層の登録率アップを目指しています。近い将来、支部経由を主とする会員への情報提供から、本会から直接、種々の情報をこの登録メールアドレスを利用して提供し、会員の利便性向上や支部の会務運営の効率化を図ります。今すぐ、会員専用ホームページからメールアドレスを登録してください。
(右掲QRコード読み取りでも可)
※認証画面でID「登録番号」およびパスワード「初期パスワード(生年月日)」を入力してください。



主な内容

- 2面 常務理事会/理事会見聞記
- 3面 主潮
- 4面 研修会取材記事
- 5面 論壇
- 6面 書面添付のすゝめ
- 8面 新入会者
- 9面 研修会一覽(10面)
- 12面 中学生の「税について」

- 14面 近税サロ／簿標
- 16面 裁決事例
- 17面 厚生部からの健康ニュース
- 18面 コーヒーブレイク
- 19面 会議報告/退会者
- 20面 こんにちは長浜支部です/紙ひこうき

子午線

◆季節の移ろいは早く、年の瀬が迫ろうとしている。
◆メガバンクなど一部の金融機関の窓口において、税公金の納付書を利用した取扱いが取止めとなってきた。税理士は顧問先の納付書作成を担う必要がある。
◆また、小切手帳も一部では50枚綴りで税抜1万円程度要する。自分の口座から小切手でお金を引き出すのに200円が必要という事である。今や口座管理もスマホとなり、当座預金口座の必要性を考えるとねばならない。以前は取引先への支払いは、小切手で行われる事が大半であったが、今や銀行振込が主である。先日金融機関から支払業務についてPDFやFAXにて請求書を送れば、金融機関で取りまとめて振込みを行い、その後の請求書等を電子帳簿保存法に基づき保管するサービスを行う旨の通知があった。こうなると口座データからフィナンテックを利用した会計処理もなお加速する。帳簿作成のみを仕事と考えていると不足をすくわれそである。

